

「財務省理財局の情報システムに係る補正及び維持管理 一式 調達仕様書(案)」に対する意見招請の結果について

項番	該当箇所				意見内容		修正有無	回答
	対象	頁	項目番号	該当部分	修正案	理由・質問		
1	調達仕様書(案)	4-30	4	4.作業の実施内容 本調達仕様書に示す作業要件は、主要事項のみを示したものであり、本調達仕様書に明記されていない事項についても、システムとして当然備えるべき事項については完備しているものとする。工数実績については、閲覧資料を参照すること。	-	貴省システムの重要性を考慮すると、「当然備えるべき事項」には、デジタル・ガバメント推進標準ガイドラインの実践ガイドブック(第3編第9章 運用及び保守)等の準拠を想定すればよろしいでしょうか。	○	ご指摘を踏まえ、以下のように修正します。 なお、本作業にはアプリケーションの補正等も含んでいるため、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン全般に準拠していただくように記載させていただきます。 【修正前】 本調達仕様書に明記されていない事項についても、システムとして当然備えるべき事項については完備しているものとする。工数実績については、閲覧資料を参照すること。 【修正後】 本調達仕様書に示す作業の詳細は、デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン(令和3年9月10日デジタル社会推進会議幹事会決定)(以下、標準ガイドラインという。)に準拠して遂行する。工数実績、リリース案件の実績については、閲覧資料を参照すること。
2	調達仕様書(案)	4-32	4.2.1.7	4.2.1.7リリース管理(出荷管理) リリース管理では、変更されたシステム資源(ハードウェア、OS、ミドルウェア、各種ドキュメント)及び業務資源(ソース、各種マニュアル等のドキュメント)の反映過程を管理すること。リリース案件ごとの変更計画に従って、リリース計画を策定する。更に、リリースの進捗状況とリリースした資源の履歴を管理すること。	-	なお、上記ガイドブックと照らし合わせた場合、仕様書案の記載では、内容の網羅や貴省が本業務にどの粒度まで業務遂行を求めるのか不明確であり、一例として、リリース管理について、CABの開催形式や、リリース案件の貴省としての承認判断基準等が判断できないため、本調達業務に求める具体的な要件を明記願います。	○	ご指摘を踏まえ、以下の記載を追記します。 また、ご意見については、次年度以降の仕様書の作成において参考にさせていただきます。 定例会において、リリース案件ごとに管理する。 リリースの可否については、受入テスト等の結果により、財務省が案件ごとに判断する。 なお、リリース案件の実績については、閲覧資料がございますので、ご参照ください。